

県立延岡病院からの重要なお知らせです

初診加算料の改定及び再診加算料の新設について

国の法令改正に伴い、平成30年10月1日から、下表のとおり、
紹介状なしの初診の場合の初診加算料を改定するとともに、
他院を紹介したにもかかわらず当院の診察の継続を希望される場合に
いただく再診加算料を新設することになりました。

料金名	区分	平成30年9月30日 まで	平成30年10月1日 から
紹介状がない場合の 初診加算料	分娩等に係る初診	2,500円	4,630円
	その他の医師による初診	2,700円	5,000円
	その他の歯科医師による初診	2,700円	3,000円
他院紹介時に 当院の診察の 継続を希望 される場合の 再診加算料	分娩等に係る再診	—	2,315円
	その他の医師による再診	—	2,500円
	その他の歯科医師による再診	—	1,500円

- ※ いずれの加算料も、通常を受診時にいただく「初診料」・「再診料」に加えて請求されることとなります。ご了解ください。
- ※ 診療時間外に受診し、直ちに入院された場合等、初診加算料等を求めない場合があります。
- ※ 改定後の金額は、厚生労働省令で定める義務額の最低額としています。

お問い合わせ先
県立延岡病院
医事・経営企画課 医事担当
0982-32-6181(代表)